

第 10 章 開発行為等における水道施設の整備（無償譲渡）

10. 1 適用範囲	『熊本市上下水道局給水管等・単独弁栓類等の無償譲受けに関する要綱』の要件に該当するものとする。
10. 2 工事の方法	<p>開発行為等により設置する、水道施設（無償譲渡）及び給水装置の設置は、下記の工事方法により施工するものとする。</p> <p>(1) 水道施設（無償譲渡）工事</p> <p>開発行為等による水道施設（無償譲渡）工事は、水道施設設置後に配水管として管理者に譲渡される工事であり、熊本市上下水道局水道工事共通仕様書および水道工事施工管理基準に基づき施工するものとする。なお、施設設置にかかる費用負担については、当該工事を施工しようとする者の負担とする。</p> <p>(2) 工事</p> <p>開発行為等による工事は、施工基準に基づき施工するものとし、施工にかかる費用については、当該工事を施工しようとする者の負担とする。</p>
10. 3 工事の着手	工事の着手に当たっては、工事の申請を行い、管割図を作成し審査及び材料検査を受けた後、着手することとする。
10. 4 先行引込工事に関する留意事項	<p>開発行為等によって設置される先行引込工事は、舗装工事に先行して施工することにより、舗装完了後の工事に伴う道路掘削を防ぐことを目的とするものである。</p> <p>先行引込工事の施工においては、次の点に留意し施工すること。</p> <p>(1) 施工位置は、将来の宅地利用において構造物等が築造されることがない個所とすること。</p> <p>(2) 施工基準に基づき施工すること。</p> <p>(3) 漏水がなく正常な出水であること等を確認すること。</p>

10. 5

維持管理に関する留意事項

先行引込管は、施工された土地に将来給水するために設置するものであり、土地に付帯することからその所有は土地所有者に帰属するものである。土地所有者は当該先行引込管について、次の点に留意しなければならない。

- (1) 宅地割または引込位置の変更等により、先行引込管が不要となる場合には、当該先行引込管の撤去工事を行うこと。
- (2) 土地の売買等により、土地所有者が変更される場合には、新たな所有者に対して、当該先行引込管の情報及びその維持管理について引き継ぐこと。
- (3) 先行引込管が使用開始されるまでの期間に漏水及び出水不良等の問題が生じた場合は土地所有者がその修繕等について対応すること。
- (4) 開発行為等によって設置された配水管が管理者に譲渡される前の時点において、新たに先行引込管を分岐する場合は、開発者及び管理者と協議を行い、必要に応じた手続きを行うこと。